

## 仕様書

- 1 件 名 写真等焼却処理業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 契約締結日から  
令和5年（2023年）2月28日（火）までの市が指定する日
- 3 履行場所 市が指定する場所（市内）
- 4 積算方法 廃棄予定数量を基に、1kg当たりの契約単価を見積もること。
- 5 支払方法 契約単価に実際の処理数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、業務の完了確認後、支払うものとする。
- 6 委託内容 市で発生した一般廃棄物（可燃物）を個人情報等の保護に十分配慮し、適正に処分を行う。
  - (1) 予定廃棄数量 866kg
  - (2) 回収に当たっては、受注者が用意したパッカー車を使用するものとする。
  - (3) 回収に当たっての車両への積込み及び分別は、受注者が行うものとする。
  - (4) 段ボール等で梱包されている場合は、中身のみを積み込むものとする。
  - (5) 受注者は、廃棄した数量が分かる証明書等を市に提出するものとする。
  - (6) 受注者は、原則として、業務を再委託してはならない。ただし、事前に市の承認を得た場合は、この限りでない。
  - (7) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
  - (8) 草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
  - (9) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
    - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
    - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
  - (10) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 7 問合せ先 草加市役所 庶務課文書管理係 佐田  
電話 048（922）0954（直通）  
FAX 048（922）3091